

1) 鳥居の絶頂期

鳥居は天保 12 年(1841)12 月 28 日に南町奉行に就任し、甲斐守を名乗った。その後老中首座水野越前守とともに天保改革の諸施策を進め、その功により 500 石加増されているが、その強引なやりかたから「妖怪」とあだ名され、江戸市民から蛇蝎のように嫌われた。

同 14 年(1843)には將軍の日光廟社参という大事業にも関わり、8 月 13 日には町奉行のまま勘定奉行を兼帯するという異例の重用ぶりである。

この時期は鳥居の絶頂期で、名実ともに幕閣の中心として活躍していたが、翌年には失脚、9 月 9 日に罷免されている。

2) 八右衛門幸雄に書を与える

この間、八右衛門幸雄は年番方与力として仕えており、かなりの親交があったと見え、天保 15 年(1844)3 月、自筆の書を与えている。

天保 15 年 3 月といえば、鳥居は南町奉行になって 1 年 4 ヶ月、老中者座水野忠邦が進める天保の改革の実行責任者として辣腕をふるい、一方、八右衛門幸雄は前年(天保 13 年)から同心支配役、年番方として南町奉行所の中心的な存在になっていた。

この年は五郎左衛門など与力、同心の処罰、改易があったため南町奉行所は大幅な人事異動があり、春と秋では様変わり陣容となっている。

幸雄はよほど新奉行鳥居の覚えめでたかったと見え、13 年春にはまだ 5 番組の序列 3 位にもかかわらず年番方に抜擢され、秋に後付けのようにして序列 1 位の同心支配役になっている。

年番方は 5 人の同心支配役の中から選ばれる町奉行所内の最高の役職であり、同心支配役になっていないものから選ばれるというのは極めて稀である。

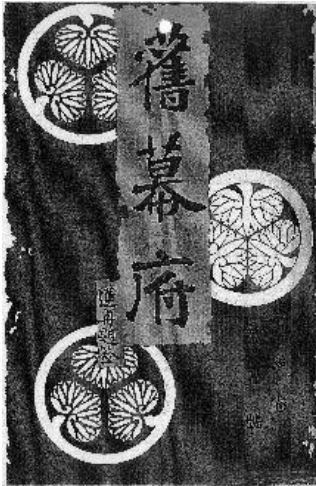
このように鳥居忠耀と幸雄は町奉行とそれを支える支配与力としてそれぞれ絶頂期にあり、非常に密接な関係にあったと考えられる。左の書はこのような状況の中で鳥居が幸雄に与えた書だと考えられる。

署名のところに「仁杉氏 鳥居耀」とあり、箱には「干時天保十五歳甲辰孟春日誌之」とある。



欄外に仁杉氏所蔵とあるので、明治 30 年当時、仁杉英氏が所有して「舊幕府」

に提供したものと考えられる。



「舊幕府」は明治30年ごろに発行された月刊誌である。表扉に一明治も既に二十九の星霜を重ね戊辰の少年も今や不惑の齢に達し變遷の霜寒きを感じんや当時幕閣の枢機に参せし人の如きは古希の頽齡に至らざるなし、今日もし舊幕府の遺聞零冊を救拾する事なくんば今より三四年の間には元老は皆墓に入り尋ねるに道なく問うに法なく恨を百載の下に抱く者あらん・・・」

と発刊の趣旨が述べてある。

江戸時代を知る人達が鬼籍に入り、その頃の記録が埋もれてしまったり、史料が散逸することを憂いた有志が、特に幕末時の史料を整理して復刻する目的で発刊した月刊誌であり、4、5年間は続いたようだ。

3) 罷免・判決

天保14年8月勘定奉行を兼帯して印旛沼干拓工事を担当し、同年10月に兼帯を解かれた。

水野の勧めた改革は僅か2年で挫折する。鳥居は天保改革に大きな責任をもっているが、改革政治が行き詰まったと見るや、平然と反対派の老中土井利位へ寝返り、忠邦の失政を訴えるという破廉恥な行動をとった。

しかし忠邦が失脚するや、弘化元年8月6日には鳥居も町奉行を免ぜられ寄合となった。寄合の旗本は特に役目はないが、鳥居は江戸城の門の警固を命じられた。

翌2年2月22日、夕方7時半(5時頃)、清水御門の警備の勤めをしているところに寄合肝煎奥田主馬・一柳一太郎・寄合大草主膳の3人が来て、急に評定所へ出頭するよう指示を伝えた。

奥田主馬が馬に乗って先に、一柳一太郎も馬上に乗って鳥居の後ろに立ち、中に乗り物2人、徒、鑓、駕籠跡で列を組み3千石の格式だった。大草主膳は屋敷に残り番をした。先年の矢部駿河の時と同じである。

評定所では久世出雲守、深谷遠江守、跡部能登守、久須美佐渡守、平賀三五郎が立会い、出雲守から

一其の方不埒の義有之、一通尋之上、吟味中相良遠江守へ御預けという申渡を受けた。

そして同年10月3日、それまでの悪業を咎められて、京極長門守に「永の御預け」となり、二子も改易仰せ付けられた。この年、鳥居は50歳だった。

鳥居甲斐守への判決文は次のとおり。

一寄合 鳥居甲斐

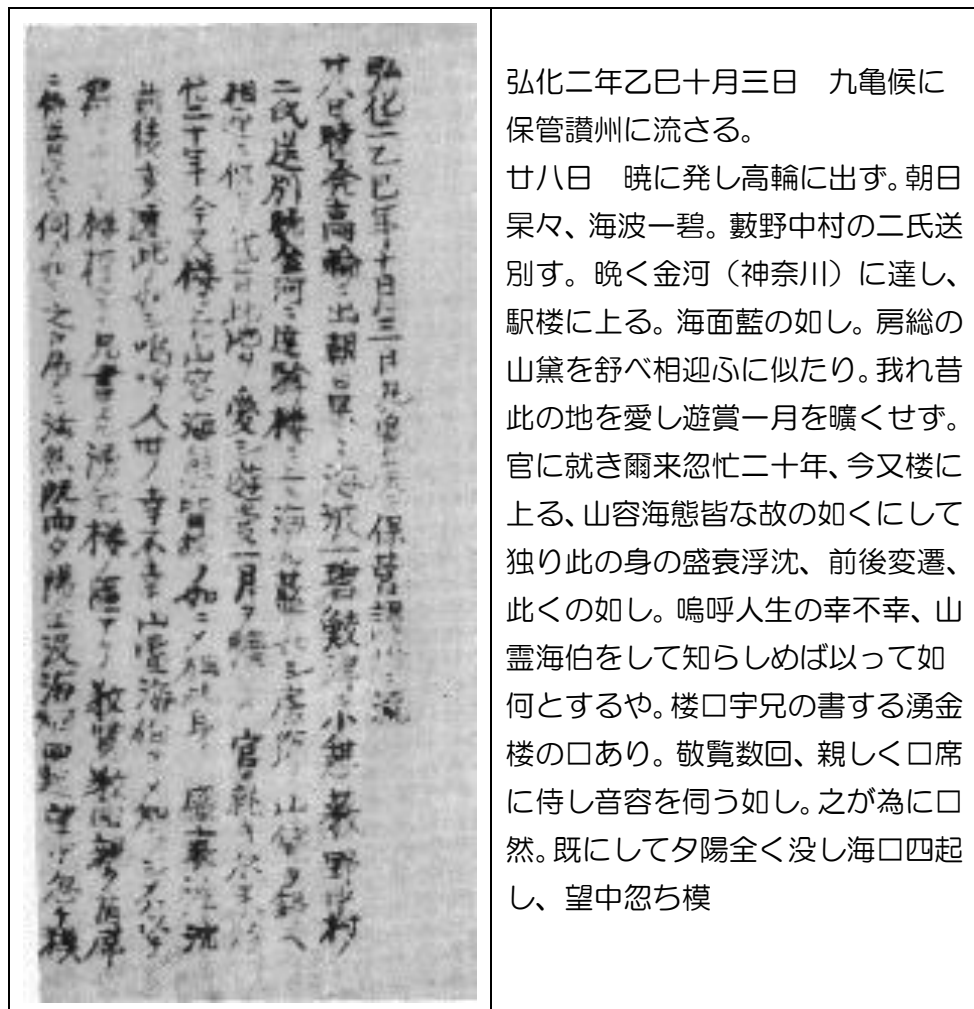
其方義御目付勤役中、天文方役所向取締筋、其他風聞及探索候節、渋川六蔵八兼而懇意之者二候口、同人身分取調方等之義、支配向之者共へ内意申含、又は町奉

行勤役中、武州大井村修験教寛院了善義、不容易祈禱いたし候趣相聞候得共、難得事実候二付、其節召仕候家来本庄茂平治へ探索方申含・・・

4) 丸亀への護送

鳥居忠耀から数えて4代目の子孫で、元旺文社副社長の鳥居正博氏（大正5年—平成6年）が、鳥居が罪を得て京極家預かりとなり遠く四国丸亀に出発した弘化2年（1845）10月から、許されて東京に戻り78歳で死亡する明治6年（1873）までの28年間に渡って書き綴った日記を整理して「鳥居甲斐 晩年日録」として刊行している。

下の写真はその最初のページである。 全て漢文読下し風で句読点はなく送り仮名もなしで難解な語句が並ぶ。 しかし読んでみるとさすが林家の出、文章は流麗である。



10月28日に高輪を発ち、その日は神奈川泊。 宿から見る房総の山々を見て、以前来た時との境遇の違いを嘆く言葉が見える。

翌日から藤沢、小田原と泊を重ね、11月2日箱根越えをして三島泊というように、普通の旅に比べてゆっくりとした行程で西上し、11月11日には熱田から海路桑名に渡っている。

桑名の船着場は桑名城のすぐ近く。 かつて自ら改易、桑名藩預けに追い込んだ矢部

駿河守が公憤のあまり自ら食を絶ち餓死した桑名の城を見てどのような感慨を覚えた
だろうか。 日記には「桑名に航し四日市に宿す」とだけしか記述されていない。

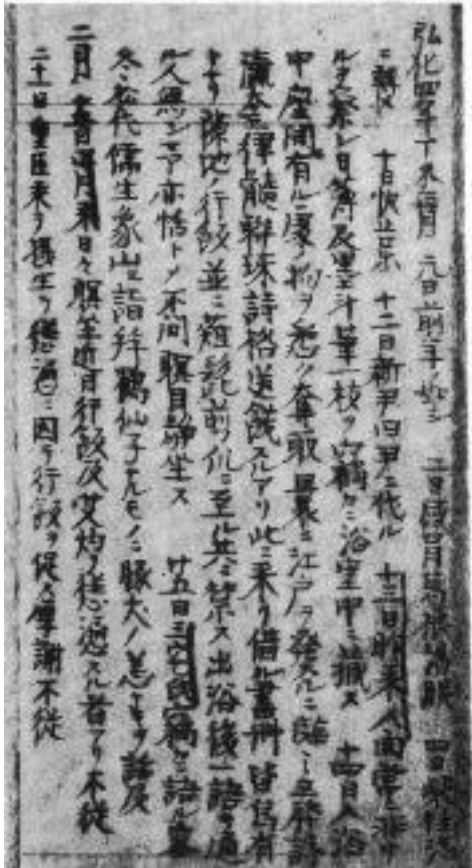
この後、15日に京の南を素通りし枚方泊、翌日は大坂も素通りして西宮泊。 21
日に岡山に到着し、下津井から丸亀藩の船で24日にようやく四国に上陸、丸亀城に入
った。 実に1ヶ月に近い長旅である。

5) 幽閑生活

写真右は丸亀生活2年目の弘化4年の日記である。

生活が落ち着いて特段書くことがなくなったせいか、記事量が少なくなり、日記を書
かない日も多くなる。 江戸での出来事、世間の様子などは鳥居の世話をする丸亀藩士
や、鳥居の学識を知って教えを乞おうとする訪問客から聞いたものらしく非常に断片的
な表現である。

相当数の書を江戸から持っていったが、現地での書物購入は許されていたらしく、か
なりの書物を読んでいる。

	<p>弘化四年丁未 正月元日 前年の如し 2日 感冒葛根湯を服す 4日 柴桂湯に転ず。 10日 快、薬を止む 12日 新尹旧尹に代わる 13日 昨来人面常に非らざるを察し。日簿お よび墨斗筆一枝を窃に浴室中に蔵す 14日 入浴中座間に有る処の物を悉く奪取さ れ先に江戸を発するに臨み三昧詩、口奎律髓、 口珠詩格を送餞するにあり。此に來り借る書冊 皆烏有となり、隙地の行飯並びに蓬髪剪爪に至 る。共々禁ず。主欲後一語を通ずる人無し。余 亦恬として問はず。瞑目静座す。 25日 三宅氏窃に語る「客冬松代儒生象山に 詣拜、鶴仙子なるものに豚犬の恙なきを話し及 ぶ」と。 2月15日 正月来、日々瞑座。近日行飯及び 口灼を愆憑する者あり。従はず。 21日 重臣來りて撰生を愆憑、因って行飯を 促す。厚謝して従はず。</p>
--	---

耀藏はこの後、実に23年の長きにわたって幽閑生活を送った。 この間、健康には
人一倍気を配り、自ら薬草を煎じて飲んでた。

鳥居は幕府の学問頭・林家の生まれ、詩歌に優れ多くの作品を残している。 多くは

七言絶句、五言絶句などの漢文詩である。

上に紹介した日記の金河（神奈川）の宿で海越しに房総の山々を見る情景を綴った部分もこれで十分に流麗な漢詩である。

下は丸亀幽閉中の弘化3年の作と考えられる詩で、獄中（丸亀幽閉中）で兄を想う詩である。詩の大意は在獄の憂愁はぬぐうべくもなく、夜が明ければ夕を待つばかり、藩主の待遇は鄭重、看守人の対応も慇懃だが、冤罪が晴れるのはいつの日やら、この哀れさはあなたに訴えるしかない。心に関するのは我が家のこと、僅かの消息すら耳にはいらない、というような意味である。

獄中憶口兄　　（口は木扁に聖：テイ、かわやなぎ）
獄鬱難消遣　　天明待夕薰
主人尤鄭重　　衛士亦慇懃
雪冤知何日　　乞憐只憶君
関心我家事　　咫尺不能聞

兄は林家を相続し学問頭になった。林口宇である。

これまでは町奉行、勘定奉行として幕閣で重きをなした実力者。預かった丸亀藩も粗略に扱う訳にいかず腫れ物に触るように鄭重に扱ったのであろう。鳥居にとっては思いのほかの良い待遇であったが、想うは家族のこと、兄には届かぬ詠とは知りつつも肉親を思う切々の情を訴えずにいられなかったのであろう。

6) 釈放・帰京

丸亀幽閉は幕府から命令であったが、その幕府が明治維新で崩壊すると、幽閉の根拠がなくなってしまう。丸亀藩は自由に立ち退くように勧めたが、鳥居はあくまでも幕府からの正式な赦免状を求めたという。

ようやく明治元年（1868）10月に丸亀を発ち、主家・徳川家が転封となった駿府に寄った後、東京と改名していた江戸に戻った。

明治6年（1873）10月3日、波乱に満ちた78年の人生を閉じた。

鳥居の墓は、曹洞宗吉祥寺（文京区本駒込3-19-17）の下野壬生鳥居家墓域内にある。碑面に〈甲斐守鳥居忠耀墓〉と刻み、右面に「林大学頭次男 従五位下平朝臣 明治6年10月3日亡魂」と記してある。法名は青竜院殿法雲大輪居士。

江戸時代を通じて町奉行を勤めた者は96人(再任を含む)を数えるが、江戸の町民から最もおそれられ、嫌われた奉行が鳥居耀蔵であったといわれている。

7) 鳥居の屋敷跡

鳥居の拝領屋敷は河内山宗俊で有名な下谷の鍊堀小路にあった事は小説などでも知られている。鍊堀小路は現在の神田練堀町、秋葉原駅のすぐ北にあたる。

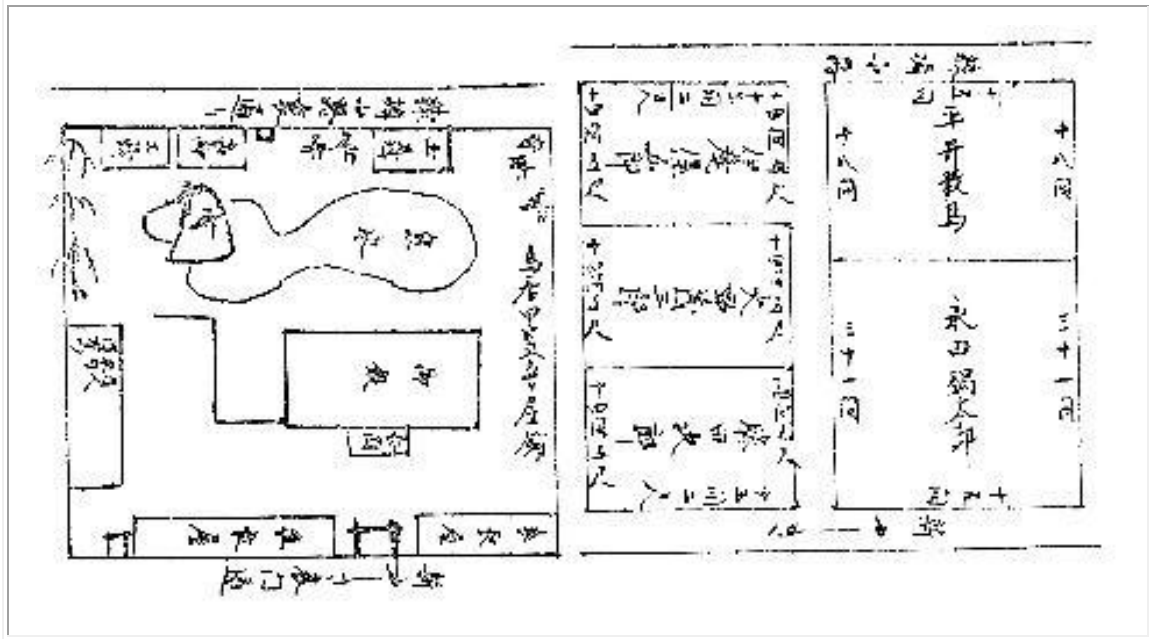
藤岡屋日記・弘化2年にこの屋敷の図が掲載されている。普通、屋敷図などは余程のことがないと後世に残らないが、鳥居は前述のように弘化2年（1845）に改易となっており、屋敷も公儀に没収されているのでその記録として残ったと考えられる。

表門は新屋敷表門通り、裏門が練堀小路に接していた。表門は両側に使用人が住む長屋を配した長屋門で、庭には大きな池があり、2500石の旗本家にふさわしい立派な屋敷である。

この屋敷は鳥居が弘化2年2月22日、罪を問われて相良遠江守預けとなってからは鳥居本家丹波守が預かっていた。その後鳥居が4月27日、佐竹壱岐守へ預け替えとなり、さらに10月3日、最終的に京極長門守への永預けが決まると、幕府から屋敷取り壊しの命が出た。

親類より人夫を出して10月7日から3日間にわたって諸道具の運び出しを行い、家屋は取り壊され、庭の樹木は切り払われて湯の薪になった。

左 鳥居の屋敷図（天保時代） ⇒ 右（弘化3年）旗本5人に分割された鳥居屋敷跡地



公儀に引き渡された屋敷跡地はぼうぼうとした草地になっていたと藤岡屋日記にある。

この更地は翌3年11月14日に下記の旗本に分割して与えられた。

永田鍋太郎	31間	x	15間	465坪
平井数馬	18間	x	15間	270坪
藤田次郎	14間5尺	x	15間2尺	222坪
大野茂三郎	14間5尺	x	15間2尺	222坪
伊庭保五郎	14間5尺	x	15間2尺	222坪

上記5名の拝領地面の合計は1401坪、新たに作った道路分を足すと鳥居の屋敷面積は約1500坪程度であったことがわかる。（平岩弓枝の「妖怪」によれば鳥居の屋敷の広さは1470坪とある。）

なお、文久年間の地図を見ると、上記5人の旗本のうち残っているのは永田鍋太郎だけ。（文久地図では永山鍋太郎となっている。）平井数馬の屋敷は屋代千太郎に変わっており、藤田、大野、伊庭3名の屋敷地約666坪は10軒の御家人屋敷に分割されている。

天保年間の烏居の屋敷が20年後には12家の屋敷地に変わるという変化に驚かされる。江戸時代を通じてあまり変化のないように思える江戸の武家屋敷だが、実は詳細に見ればどんどん変わっていたのだ。